

社会福祉法人高知市社会福祉協議会指定就労継続支援B型事業所きずな運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人高知市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する指定就労継続支援B型事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定就労継続支援B型事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援B型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援B型の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 指定就労継続支援B型の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス及び保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との連携に努めるものとする。
- 4 利用の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定就労継続支援B型の提供に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める内容及び高知市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月1日条例第13号）のほかその他関係法令等を遵守し、指定就労継続支援B型を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人高知市社会福祉協議会指定就労継続支援B型事業所きずな
- (2) 所在地 高知市旭町2丁目21番地6（障害者福祉センター）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）

職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継

続支援B型の実施に関し、職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名（常勤・兼務）

- ・適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- ・アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業者が提供する指定就労継続支援B型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した指定就労継続支援B型計画の原案を作成すること。
- ・指定就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した指定就労継続支援B型計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- ・指定就労継続支援B型計画作成後、指定就労継続支援B型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、定期的に指定就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて指定就労継続支援B型計画を変更すること。
- ・利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- ・利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- ・他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 職業指導員 1名以上（うち1名以上は常勤）

職業指導員は、利用者の職業指導及び職業訓練に関する業務を行う。

(4) 生活支援員 1名以上（うち1名以上は常勤）

生活支援員は、利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務を行う。

（営業日及び営業時間及びサービス提供時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間、サービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。なお、営業日以外の日
または営業時間外においても、サービス提供を行う場合がある。

(指定就労継続支援B型の利用定員及び対象者)

第6条 事業所の利用定員は、20名とする。

2 事業所において、事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く。）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く。）
- (3) 精神障害者（18歳未満の者を除く。）
- (4) 難病患者等（18歳未満の者を除く。）

(指定就労継続支援B型の内容)

第7条 指定就労継続支援B型の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 就労継続支援B型計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 身体等の介護
- (4) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
- (5) 就労の機会の提供及び生産活動
- (6) 実習先企業等の紹介
- (7) 求職活動支援
- (8) 職場定着支援
- (9) 生活相談
- (10) 健康管理
- (11) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2)から(11)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言を行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から当該指定就労継続支援B型に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された訓練給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、提供した指定就労継続支援B型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付するものとする。

3 前2項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費等その他、指定就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適當と認められるもの
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付しなければならない。
(生産活動により発生した工賃の支払)

第9条 事業者は、利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

- 2 利用者に支払われる1箇月当たりの工賃の平均額は、3,000円を上回る額とする。また、事業者は、工賃の水準を高めるよう努めるものとする。
(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、高知市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第11条 利用者は、指定就労継続支援B型を利用するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなくてはならない。
- (1) 指定就労継続支援B型の利用時間内は職員の許可なく、当該施設から外出しないものとする。
 - (2) 当該施設から外出を必要とする場合は、職員の許可を得るとともに、職員の同行又は利用者の家族が同行するものとする。
 - (3) 訓練等を受けるときは、職員の指示に従うものとする。
 - (4) 飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行使等、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けた時は、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施

行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額をいう。）を超えるときは、事業者は、当該指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第 13 条 職員は、指定就労継続支援 B 型の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、協力医療機関等への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援 B 型の提供により事故が発生した場合は、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援 B 型の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第 14 条 事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第 15 条 事業者は、提供した指定就労継続支援 B 型に関する利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業者は、提供した指定就労継続支援 B 型に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市町村からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋に協力する。
- 4 事業者は、社会福祉法人高知市社会福祉協議会福祉サービス向上実施要領（平成 14 年 4 月 1 日施行）に基づき苦情解決に対応する。

（個人情報の保護）

第 16 条 事業者は、その業務上知り得た利用者等の個人情報について、個人情報の保護に関する

法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者等の個人情報については、事業者でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者等の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 17 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 成年後見制度の利用を支援し、苦情解決体制を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を設置する。
- 2 事業者は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 18 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定就労継続支援 B 型の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束の禁止）

第 19 条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。
- 3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体拘束等の適性化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこ

とができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

- (2) 身体拘束等の適性化のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適性化のための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（衛生管理等）

第20条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第21条 事業者は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 繼続研修 必要に応じ隨時

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援B型を提供した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 6 事業者は、適切な指定就労継続支援B型の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定就労継続支援B型の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 事業者は、指定就労継続支援B型の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡

調整に、できる限り協力するものとする。

- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人高知市社会福祉協議会会長が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 社会福祉法人高知市社会福祉協議会高知市身体障害者通所授産所管理運営規程（平成 12 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 3 この規程は、平成 26 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。